

平成29年 教育委員会第16回定例会 会議録

日 時 平成29年 9 月26日（火）

午後 3 時05分～午後 4 時20分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- （１）『議案第29号』幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令

第 2 協議

【子ども総務課】

- （１）千代田区教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定

第 3 報告

【子ども総務課】

- （１）平成29年区議会第 3 回定例会の報告

【子ども施設課】

- （１）和泉小学校・いずみこども園等の整備に係る調査検討報告

【指導課】

- （１）平成29年度 全国学力・学習状況調査の結果

第 4 その他

【子ども総務課】

- （１）教育委員会行事予定表
（２）広報千代田（10月 5 日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（8名）

教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	土谷 吉夫
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
学務課長	柳 晃一

指導課長	杉浦 伸一
指導課統括指導主事	佐藤 達哉

欠席委員（０名）

欠席職員（３名）

子ども部長	大矢 栄一
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	小池 正敏

書記（２名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	松村 秀一

中川委員長	開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。 ただいまから平成29年教育委員会第16回定例会を開会します。 本日、子ども部長、副参事（特命担当）、子ども施設課長は、他の公務のため欠席いたします。 今回の署名委員は古川委員にお願いいたします。
古川委員	はい、承知しました。

◎日程第１ 議案

指導課

（１）『議案第29号』幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令

中川委員長	日程第１、議案に入ります。 議案第29号、幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令について、指導課長より説明をお願いいたします。
指導課長	幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正についてご説明申し上げます。 改正の趣旨は、通勤手当の算出方法や届け出方法を変更するものではなく、事務処理効率の向上を目的とした様式の改正でございます。 （１）の自宅付近図記入欄の削除は、地図アプリ等の普及により、届け出者本人が記入する必要性がなくなったためでございます。 （２）の通勤手当額を算出するための欄を新たに設けるというものにつきましては、職員本人が届け出る通勤経路記入欄の下に、指導課で決定するための通勤手当算出上の通勤経路を記入する欄を新たに設けました。

概要につきましては、ごらんの通勤支給規程のとおり、改正前後表のとおりでございます。

ごらんの画面は、新たな届け出の通勤様式を示しております。この下の部分が新たに指導課で決定するための通勤算出上の通勤経路を示したものでございます。

参考までに、旧のものは、このように一番下の段のところに、本人が地図を記入する欄がございました。

施行期日は、平成29年10月1日でございます。

説明は以上でございます。ご議決よろしく願いいたします。

中川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員 実に形式的なことで、これの改正についての中に、「改正後」、「改正前」と書いてあって、この下の備考に書いてあるものというのは、これに全部対応しているわけではないと考えていいのでしょうか。こういうものがつくられたときに、必ずこの備考がくつつくというふうに理解すればいいのですかね。これに従って、どこがと思って必死になって探したのですが、見つからなかったものですから。

本件で言えば、備考の3だけに意味があって、1、2は意味がないと、こういうことでよろしいのでしょうか。この最初の表の前です。表の前に、「一部を次のように改正する」と書いてある後に表がありますね。表があって、「改正後」にアンダーラインがあり、「改正前」にもアンダーラインがある。これについては、多分備考の3に対応するのだらうというふうに思って読んだわけですが、1、2に対応するところはどこなのか、必死になって私は見たのですが、それがわからなくて、1、2に対応するものはないということになると、こういう備考というものは、すべからくこういう改正にはくっついていて、該当するものは該当しない場合もあるというふうに理解すればよろしいのでしょうかという質問です。

指導課長 新たに3がつけ加わったということですので、この3の内容が意味しているものでございます。

中川委員長 このことですか。

金丸委員 そうです。そこに備考が書いてあるのですが……

中川委員長 備考と書いてありますね。

金丸委員 当然その備考に書いてあるものはみんな意味があるだろうと思って、私は読んでいたものですから。1と2については、それに対応するところがないので、何回もめくり返しながら見ていたのですが。この「別記様式（第4条関係）」と書いてあるところの、実際には変わっていないわけですが、そのラインのことを3で言っているというふうに理解すればいいのかなと。実際には、文章は何も変わっていないのですが、この2つを3で言っていて、その中身でこの表がくっついていてというふうに理解するのかなと

指 導 課 長	思っ、その確認だけです。
中川委員長	そのような理解で結構でございます。 ほかはいかがですか。よろしいですか。 (な し)
中川委員長	それでは、議案第29号について採決したいと思います。 賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
中川委員長	全員賛成につき、議案第29号を決定することといたします。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 千代田区教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定

中川委員長	日程第2、協議に入ります。 千代田区教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。
子ども総務課長	それでは、千代田区教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定につきましてご説明を申し上げます。 まず、この規則の制定理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、こちらの施行に伴いまして、教育委員会規則を制定する必要があるため、新たに制定するものでございます。 本規則の概要でございますが、改正法におきましては、第13条第2項におきまして、教育長が事故等で欠けたときは、あらかじめ指名した教育委員がその職務を行うこととされております。しかしながら、教育委員は非常勤でありますため、教育長職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者みずから事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難であるような場合には、改正法第25条第4項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能とされております。 これらの規定に基づきまして、これまで委員長が行ってございました教育委員会の会議を主催し、教育委員会を代表するといったことを除く部分について、教育委員会事務局職員へ委任することができる旨、規則で制定するものでございます。 施行日は、公布の日からといたします。 なお、改正規則の施行に当たりまして、改正法附則第2条第1項の規定の適用がある場合、これは、旧法に基づきます教育長の任期がまだある場合にこの規則の適用はないといったことを定めるものでございます。 具体の規則の改正の案文につきまして、こちらのほうでご提出をさせていただきました。 第1条において、趣旨、こちらは改正法の13条の第2項、この規定に基づきまして、教育長の職務を代理する者について定めると。そして、第2条、

この職務代理者は、教育委員会の委員のうちから指名をされるというものでございまして、そして、第3条、ここが事務の委任でございますけれども、この第2条により指名された職務代理者が、改正法第25条第4項の規定に基づきまして、教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務の一部を教育委員会事務局子ども部長に委任することができるというふうに定めるものでございます。

なお、ご参考までに、新たな教育委員会制度につきましての文部科学省のほうから出されております資料、こちらのほうをご参考におつけしてございますが、新たな教育委員会制度につきましては、既にご案内のように、この法改正に伴いまして、従前、こちらの内容等についても、当委員会において事務局のほうからご説明をさせていただいておりますので、本日は省略させていただきます。

ご説明につきましては以上でございます。

中川委員長

ありがとうございます。

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

よろしいでしょうか。この趣旨を、どう捉えたらいいかがはっきりしません。法は何を書いているかというと、第13条の2項で、確かに教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたとき、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと書いてあります。先ほど読まれた第25条の4項というものの、これは教育長の行為ですから、教育長がその一部を事務局の職員とか教育委員会の所轄に属するそういう職員に委任したり、臨時に代理させたりすることができるという趣旨ではなくて、教育長としてやるべきことは基本的にはやるわけけれども、その一部をこうやって委任することができるよということ以上のものは示していないだろうと私は理解しています。そうだとすると、教育長の職務代行を、第13条2項でやった人も、同じような形にならざるを得ないのではないかというふうに、法の建前、つくりはそうになっているだろうと思いますね。

ところが、今回の規則案については、教育長に事故があつて欠けたときには、実質的には、もちろんこの委員会の主宰等は別として、丸投げをするよという趣旨、それも特定の人に丸投げをするよという趣旨にどうも見えるわけですね。そうすると、法の趣旨と建前が違うのではないかという疑問が湧いてきて、それに対する解決が私の中ではきちんとできていないという問題があるので、この点はどう捉えるべきかということについて教えていただきたいと思います。

子ども総務課長

はい。ただいまの金丸委員のご指摘、ご質問でございますけれども、まず新たな規則案の第3条の事務の委任のこの条文の中に、この職務代理者は、この法25条4項の規定に基づいて云々の3行目でございますが、「属する事

務の一部を千代田区教育委員会事務局子ども部長に委任することができる」といった規定の仕方でございますので、したがいまして、丸投げといった、いわゆる事務を全部委任するといったことを前提にしているものではございません。

それと、もう1点は、この事務の委任等について規定をしております法第25条でございますが、この法第25条のつくりが、この25条の1項で、「教育委員会は、規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる」。そして、第2項で、この「前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない」という規定をしておりまして、ここで、第1号として、「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること」というふうに規定をしております。これは、教育の基本的な方針や規則の制定、改廃、人事など、重要な事項については教育長に委任できないということを規定しているものでございます。したがいまして、合議制の教育委員会がみずからその責任を持って管理、執行していくということをここに定めているものでございます。

したがいまして、この法25条を前提として、今般この規則を提案させていただいておりますので、決して事務方の職員にこういった事務を丸々任せるといった趣旨ではないというふうに私どものほうでは考えているところでございます。

中川委員長
金丸委員

金丸委員。

よろしいですか。そうしますと、実際の動きとしては、個々に問題が起きたときに、個々に委任をするということになっていくのでしょうか。

子ども総務課長

はい。実際の委任のやり方につきましては、この規則にのっとりまして、事務の一部を委任することができるという規定の仕方でございますので、例えば仮に職務代理者が委任をしないというご判断をされたのであれば、それは事務の一部であっても委任をしていただかないということも現実には可能だというふうに考えているところでございます。したがいまして、この運用に当たりましては、事務局のほうと個別にご協議をいただきまして、例えばどの事務を委任していただくのかといったことを改めてご相談させていただいた上で、これを運用させていただくということが妥当ではないかというふうに考えております。

中川委員長
金丸委員

金丸委員。

1つ、私が言っているのは建前の問題のほうの、立てつけの問題で申し上げているわけですが、実態の問題として、では、そうやって個々に問題が起きるたびに代行者に相談をし、それを代行者が判断するのか、もしくは指示をするのか、実際に委任をするのかという相談を一々やっていくということは、実際の事務手続上は絶対に無理があると思います。そうすると、この規則をつくる以上は、事実上、子ども部長が判断をし、執行しながら、その報告を代行者にするかもしれないけれども、やる前に全部一々代行者に

聞いて判断をする、もしくは委任を受けるということは、実態とかなりかけ離れてしまうだろうと思いますね。他方で、法のほうは、あくまでも教育委員会が教育長に委任をしたものをさらに委任できるという、言ってみればダブルでの委任ですから、かなり特別の事例なわけですよ。普通は委任の委任というものは認められないので、これは法律で特別にそれを認めている。そこをさらに、今度は間に代行者が入って、さらに委任をしていくというような立てつけというものは、法の趣旨に本当になうのかなというちょっと心配をしております。

中川委員長　　すみません。ちょっと、言葉が私はわからなくなってしまうて。代行者とおっしゃったのは、職務代理者のことですか。

金丸委員　　はい。職務代理者です。

中川委員長　　代理者ですよ。

金丸委員　　簡単に言うと、正直言って、楽だからいいように思うのですが、一体責任はどうなるのだということに考えたときに、職務代理者の責任というものが宙に浮く危険性がある。要するに余りよくわからない状態の中で、責任だけが職務代理者にかかってくるような構造にもなってしまうのではないかという疑念があります。

中川委員長　　これから運用していくと、ケース・バイ・ケースでそれが出てくる可能性はありますね。

金丸委員　　一律の委任と、事実上一律の委任ではないかと私は思っているのですが、そうでないとすると、個々のケース全部に問い合わせがあつて、それを判断していくという作業をしなければいけないものですから、一体そんなことが可能だろうかということは、緊急を要するものだってあるわけですよ。

中川委員長　　そうなんです。

金丸委員　　そういうときに、職務代理者が捉まらないときには、その判断をもらえない限り動けないということになり、実態と余りかけ離れ過ぎるだろうと。そうすると、この規定自身は、実質的には、今言ったような教育長も自分でできないようなものを除けば、子ども部長に全面的に預けるということと、立てつけとしては同じことを意味しているだろうというふうに思うわけです。そうすると、今度は法の趣旨と一致するのだろうかという心配が出てくる、こういう意味です。

もう1点質問をさせてください。これは、千代田区特有の問題ではなくて、全国の教育委員会に共通の問題ですよ。そのことについて、文部科学省は何か指針と言えるようなものを出しているのでしょうか。

子ども総務課長　　文科省のほうから特に個別具体的に、このこと自体についての指針といったようなものは出てはおりませんが、今般この新たな規則をご提案させていただくに当たりましては、既に先行して新制度に切りかえをしている他の自治体の規則案を参考にさせていただいておりまして、やはり他の、例えば区においてもこのような規定の仕方を規則として定めているという区がございました。

それと、中にはその規則によらずに、いわゆる通達といいますか、そういったような形で定めているといったところも中にはございますけれども、旧法における教育長の職務代理の規定も、規則という形で定めておりましたので、やはり規則とさせていただいたほうが、こういった職務代理者等々の、先ほど金丸委員からもお尋ねがありましたような、そういった関係性等についてより明確に規定ができるということから、このように規則でご提案をさせていただいたという経緯でございます。

中川委員長 千代田区は、この新制度への移行が最後のほうではないかと思うのですが、すでに移行したところで、何か問題があったとか、そういうような話はないですか。

子ども総務課長 特にこの職務代理者の規定の仕方について問題があったといったような情報は、こちらの方には入ってきておりません。

金丸委員 よろしいでしょうか。実を言いますと、もし立てつけについて、私のような疑問を前提にするとですけれども、実はこの規則をつくらないという方法もあるのではないかと。要するに法そのものがこの規則のほとんど全部をカバーしていて、規則の中で法と違うところは、子ども部長という名前が出てくるところだけなのです。そこのところを除くと、この法に従って処理しているという形でやれば、1つの解決にはなるだろうと。

他方で、そういうような立場から見た場合に、これはもう、教育長や事務局の方々にお聞きしますけど、すべからくこういう事務に関して、教育長が何らかの委任をしたり処理を任せたりする場合は、子ども部長を通す以外はないのかどうか、ほかのところに任せるといえることはあるのかどうか。もしあるとすると、なまじこういうふうの規定しないで、原則的には子ども部長という申し合わせを残しておけばそれで済むことだろうとは思っているのですが。

中川委員長 ちょっと、法律がどうなっているかということは別にして、やっぱり私は職務代理者というものは、教育長の職務を代理するわけですから、委員がやるというのはおかしいのではないかというふうにずっと思っていたのですが。島崎教育長が部長の時代に、いらっしゃらないときに言っていたかと。

教 育 長 過去に教育長が不在の時期がございまして、そのときは、教育委員会規則で、教育長が不在のときには、教育長の職務は条例部長が代理できるという規定があり、私がその立場で、教育長の仕事は代行していました。教育委員会にも出席して、いろいろな教育関係の事務の報告とか質問への対応はしましたけれども、もともと教育委員ではありませんでしたので、教育委員会の議決には加わりませんでした。

今回の場合には、法の立てつけは、教育委員の中の教育長の職務代理ということではなくて、教育委員会を構成する教育長の代理、教育委員会の最高責任者の代理の教育委員をまず定めるということになっています。それを定めないと、教育長がいなくなったときに、教育委員会の招集とかあるいは会議の議決とかをする人がいなくなってしまうので、教育委員会の長としての教育長の代理のポストは、教育委員の中から選ばないと、教育委員会そのも

	のの運営ができなくなってしまう。ただ、実務的ないろいろな事務は、非常勤の職務代理の方をお願いすることはなかなか難しいので、実質的な事務については、職務代理者ではなくて、教育長が直接事務局職員等に委任ないし代理させることができるという法律の立てつけになっている。違いますかね。
金 丸 委 員 子ども総務課長	そうですね。13条の4項でそうになっていますね。 ただいま金丸委員からご指摘賜りましたので、改めて事務局のほうで、この規則制定に伴います課題あるいは考え方等々、整理をさせていただきまして、改めて教育委員会でご協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
中 川 委 員 長	それでは、今、子ども総務課長がお話したとおり、この件に関しましては改めて教育委員会の検討事項とさせていただきます。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 平成29年区議会第3回定例会の報告

子ども施設課

(1) 和泉小学校・いずみこども園等の整備に係る調査検討報告

指導課

(1) 平成29年度 全国学力・学習状況調査の結果

中川委員長	それでは、次、日程第3、報告に入ります。 平成29年区議会第3回定例会の報告について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。
子ども総務課長	それでは、区議会の第3回定例会における代表質問、一般質問につきまして、こちらに資料としてご用意してございます総括表に記載のとおり、各会派のほうから代表質問、こちらのマークをしております黄色の項目が子ども部、教育委員会の所管事項ということになっております。こちらは代表質問でございまして、こちらが一般質問でございます。 こちらにつきましては以上でございます。
中川委員長	これらの質問はいつ行われるのでしょうか。
子ども総務課長	あしたは代表質問と、それから一般質問の途中までということになっておりまして、あさってが一般質問の残りの議員の分ということになります。
教 育 長	9月20日に本会議がございまして、区長招集挨拶がありました。それはきょうの資料につけてあるとおりです。それから、質問通告が出まして、あしたの継続会と書いてある部分と、あさっての継続会と書いてある部分が本会議で、あしたは代表質問と一般質問の途中まで、それからあさっては残りの一般質問の答弁が行されますが、答弁の内容については、現在まだ内部で調整中でございますので、次回の教育委員会のときに改めてご報告をさせていただきます。

中川委員長	はい。わかりました。
金丸委員	よろしいですかね、何かこの質問に関して。よろしいですか。 よくわからないのは、池田議員の「多読書の勧め」って何のことだろうか と、パッと見ただけではちょっとよくわからないですね。
中川委員長	そうですね。
教育担当部長	これから英語が必修化されて、子どもたちが英語の語彙を豊富に覚えなければいけない。そういった中で、できるだけ多くの外国の図書に触れて、意味がわからなくても、とにかくたくさん数の数に触れることによって、子どもたちがその中でいろいろな言葉を覚えていくと、いろいろな本に触れることによって学習の効果も高まっていくのではないかと。そういうことがあるので、学校の図書や区立の図書館の蔵書を、もっと英語教育に資するようなものをふやしてほしいと、そういうことに対して区はどう考えるのかということを問われています。
金丸委員	少しわかりました。少しわかりながらも、小学校の英語教育って、本を読むことはメインではなさそうな気がするのですが、何かうまく合っているのかなという疑問はあります。
教 育 長	まだ答弁は調整中ですので、詳しくはまた次回に。
教育担当部長	ただ、今、金丸委員のご指摘に対しては、確かに読むだけではなくて、例えば3年生、4年生であれば、まずは親しむ、楽しみながらいろいろと覚えていくための入り口ですよね。今後3年生以上の学年において教科化されるわけでありまして、その入り口を担うということで、読むだけではなくて、いろいろゲームなども取り入れながら楽しくやっていくことが1つ。5年生、6年生に関しては、一定程度の読み書きとか、そういう要素も加わってきますので、その中で当然本というものにもたくさん触れるわけですが、もちろんそれだけではなくて、いろいろな切り口で学習していくべき性格のものかなという認識でございます。
中川委員長	そうですね。そういうことを言っていたかないとちょっとわかりませんね。
教育担当部長	あと、もう一つ、はやお議員が、中等教育のあり方、現状と課題についてとありますが、これだけではよくわかりにくいのですが、何を聞きたいとおっしゃっているのでしょうか。
教育担当部長	まず、中等教育のあり方検討会の報告書を踏まえて、まず魅力ある学校づくりや、その他部活やいろいろな提言があったわけですが、それぞれの進捗状況、これまでの成果も含めて、そういったものを基本的に問うような中身になっています。
中川委員長	わかりました。 よろしいですか、あとは。
中川委員長	(な し)
中川委員長	それでは、次に行きたいと思います。 次に、和泉小学校、いずみこども園等の整備にかかわる調査検討報告につ

教育担当部長

いて、子ども施設課長が欠席のため、教育担当部長より報告をお願いいたします。

それでは、資料に基づきご説明をさせていただきます。

和泉小学校・いずみこども園の整備に関しましては、平成28年度に、年度いっぱいかけて調査をしまして、まず現状の分析とか課題、そういったものに関しましてまとめたところでございます。お示しの資料はそれらをまとめた資料となっております。

まず、資料の左側でございますように、調査の視点としまして、現状の施設の老朽化ですとか動線の混在の問題、あるいは工事をする際の一定程度の制約がございます。昔に建てた建物でございますので、かなり大がかりな、しかも子どもがいながらにして難しいような工事も想定されるといった課題、それと、築29年が経過してございますので、その間また新たな教育課題もございますので、それらへの対応、そういった今後の課題があるという中で調査となりました。

現況は今少しお話ししましたとおり、千代田区神田和泉町にございます4,000平米弱、延床面積が1万1,000平米余りの建物でございます。

少しその資料を先に進みまして、設備面は今申し上げたような漏水とか管の詰まりであるとか、さまざまな業務に影響が出ているような状況がございます。空調や給排水に関しましても、かなり老朽化や支障も出てきているような状況があります。

そして、2番目として、管理運営面でございますけれども、この資料の中ほどに青の枠が少しついているような資料がございます。ごらんのように、昭和62年の開設以来、小学校、幼稚園、保育園、パークサイドプラザ、一時は教育研究所、男女共同参画センター等々と混在しているような状況が続いてきてございまして、それらの、当初はそういったさまざまな複合施設という形の施設としての成り立ちがあったわけでございますけれども、その後のいろいろと利用の変遷を経る中で、また小学校が当初かなりオープンな状況であったものが、最近は非常にセキュリティー面でも配慮が必要な施設となってきたという社会的な背景もございます。そうした中で、管理運営面での支障も出てきているということでございます。

さらに、その次のところ、児童数増への対応というところをごらんいただきますと、これが直近の0歳児から小学校6年生までの子どもの数、この和泉小学校あるいはいずみこども園の管内の子どもの数を示したものでございます。とりわけ0歳児、1歳児に関しましては、90名前後の子どもの数があるということ、そしてまた、この地域はこれから居住用のマンションが相次いで建つという、そういう見込みのある地域でもございまして、さらに子どもの人口もふえていく見込みがございます。そうした中で、現在の施設での対応がなかなか難しくなっているといったようなことがございます。

今、画面に出しましたものが、先ほど施設の中が混在しているという説明をいたしましたけれども、これを利用の用途別に色分けしてございます。水

色のところが学校施設、黄色のところがこども園、緑のところがこどもプラザ、ピンクのところがちよだパークサイドプラザという区民利用のための施設ということでございます。その他、共用部分ということになってございますが、とりわけ5階の部分に関しましては、学校施設やこどもプラザ、そしてパークサイドプラザといったものが、同じ階の中で混在しているような状況も見てとれるのではないかと思います。

これら、ただいま申し上げましたこれまでの施設の概要や経緯、そして課題について、今後の地域の皆様と、あるいは学校関係者の皆様と情報を共有しつつ、今後の整備のあり方について検討していく予定でございます。

報告は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

報告が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

改めて、こんなに混在していたということはびっくりですね。こちらの始めのほうに、建てかえや大規模改修など、整備手法について調査検討を行うということなので、今後やっていくということになりますね。

教育担当部長

はい、少し説明を飛ばしてしまっただけでございます。今後の整備ということを検討していくと申し上げましたが、その場に例えばいながらにして改築工事をする、あるいはどこか仮校舎をつくって改修をするといったようなこと、それとも全面的に解体して、また新たなものを建てるといったこと、それぞれメリット、デメリットがございますし、かなりいろいろな制約もある中で、それぞれ、一長一短と申しますか、それぞれの中には課題も多々ございますので、それらもきちんとお示しした上で議論を進めていきたいと思っております。そういった、今、委員長がご指摘の改築方法、今後の整備のやり方についても十分相談をしながらやっていきたいと、また教育委員会の中でもご意見を賜る機会を設けて、忌憚のないご意見も頂戴できればと思っております。

中川委員長

はい、わかりました。

いかがですか。古川委員。

古川委員

調査の検討の視点等々調べていただいて、調査結果を見ると、大規模改修だと厳しいような印象を受けるのですが、建てかえや大規模改修になるか、これからのことなのかもしれないのですけれども、大規模改修だとちょっと苦しいのかなというような印象を受けました。

それで、経年数が29年ということで、まだまだ使える年数ではあると思うのですが、何年以上でないと建てかえにならないとか、目安になるような、区の中で決めている基準のようなものはあるのでしょうか。

教育担当部長

ただいまご指摘いただきましたとおり、建物の躯体自体は、まだまだ29年ということですのでしっかりしていると、しかも耐震基準が新たになった以後の耐震性のある建物として、現在躯体のほうは十分な耐震性を備えているということでございますが、先ほど申し上げたとおり、設備面でかなり老朽

中川委員長
教育担当部長

化しているといった点と、それと子どもの数や新たな教育課題への対応となるような教育環境になっていないといったこと、それと先ほどの施設の利用動線の混在でしていること、そういった課題を解消しなければならないといったことがございます。そういった中で、確かに大規模改修ということになりますと、その場にいながらにして工事ができないので、例えば一定程度の仮校舎といった施設が必要になってくるということもございます。

そういうことで、また細かくそのあたりをきちんとお示しして、情報を開示した上で検討していきたいというふうに考えてございます。

よろしいですか。

すいません。ちょっと説明に漏れがございまして。一般的なお話として、鉄筋コンクリート造のものであれば、基本的には50年という耐用年数がございますので、1つはそこが、躯体という意味で言えば、目安になってくるのかなということもございますが、施設によってそれ以上使っている施設もあれば、それより短いところで改築というケースも区の施設の中にはございますので、それぞれ状況に応じた判断となってくると思います。

古川委員
中川委員長
金丸委員

わかりました。ありがとうございます。

金丸委員。

1点だけ。こういう補修のときに一番問題になってくるのは、実はパイプだと思えますね。埋め戻して、外側につけられるのかどうかによって大分違うと思うのですが、そういうものも今既に検討の対象になっているということなのでしょうか。

教育担当部長

この建物のつくりとして、埋設式の配管という形が基本になっていて、それらを掘り返して、また埋め戻すのか、外づけにするのかといったような判断もございます。今日的な新たな建物であれば、そのあたりのメンテナンスもしやすいような設備ということになっているわけでございますけれども、そういう形になっておりませんので、場所によって埋め戻しになるのか、外づけになるのか、外づけにすれば当然その部分のスペースが狭くなったり、使い勝手が悪くなったりといった課題もございますので、その場所、場所に応じて細かくは今後決めていくことになろうかと思っております。

金丸委員
中川委員長

ありがとうございます。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

(なし)

中川委員長

それでは、次に移りたいと思います。

次に、平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について、指導課長より報告をお願いいたします。

指導課長

それでは、平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果についてご報告いたします。

資料をごらんください。2枚にわたってございます。

平成29年4月18日に、小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語、算数、数学の学力調査及び質問紙調査が行われました。結果はごらんのグラフ

のとおりでございます。

小学校、中学校とも、国語A、国語B、算数A、算数B問題において、東京都は全国を上回り、千代田区はさらに東京都を上回っております。主に知識の定着を問うA問題につきましては、昨年度同様、小学校、中学校とも高い正答率でございます。知識の定着に大きな課題はないと思われます。中学校数学の正答率が、ほかのA問題と比べてやや低い64という値ですが、全国や東京都の正答率も低いことから、問題の難易度が高かったものと推測されます。

次に、主に活用力を問うB問題について報告いたします。

小学校では、国語Bで8ポイント、算数Bで13ポイント、東京都の正答率を上回り、中学校では、国語Bで11ポイント、数学Bで14ポイント、東京都の正答率を上回っております。ただし、昨年度と同様、基本問題のA問題よりも活用問題のB問題の正答率が下がる傾向にあり、各校において児童生徒が身につけた知識を活用できる力を育成することが今後も課題と考えております。

最後に、グラフにはございませんが、質問紙による意識調査について簡単にご報告いたします。

小・中学校ともに肯定的な回答が多く、ほとんどの項目で全国や東京都の回答を上回っております。特に小学校よりも中学校のほうに肯定的な回答が多く、全ての項目で全国もしくは東京都の回答を上回る結果となりました。

今回の国の調査以外にも、7月には東京都の小学校5年生と中学校2年生、また5月には区独自の調査を小学校4年生以上で行っております。学校はこれらの結果を、学校、学年、学級、個人ごとに所有しておりますので、例えば担任は、定期的に行われる保護者を含めた三者面談などで、学習面や進路指導で活用したり、教師自身が授業を改善するための資料として、授業改善プラン作成に役立てたりしております。

教育委員会といたしましても、指導訪問の際、これらのデータを参考に、指導主事が授業を観察して、適切な指導を行ったり、特に突出して低い学級や教科などがある場合は、教育委員会が積極的に声かけたりして、出向いていくなど、直接指導を行って、千代田区の高い学力をさらに向上確実なものとなるよう、今後も学力調査等を活用した、区内小中学校、中等教育学校の学力向上に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

このご報告に対しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

すみません。先ほど言った紙ですか、面接の問題というか、どのような質問があつて、どのような回答ということは、例えば例を出せますでしょうか。

指 導 課 長	ちょっと紙面の関係で省略させていただきましたが、例えばふだんの生活習慣の問題で、毎日同じぐらいの時刻に起きていますかとか、規則正しい生活をしていますかとか、友達と話し合うときに友達の話や意見を最後まで聞くことができますかとか、学校で友達に会うのは楽しいですかとか、先生は授業で、テストで間違えたところや理解していなかったことについてわかるまで教えてくれますかなど、こういった生活面での調査の正答率がより高い値を示しているということです。
金 丸 委 員	正答率ではないですね、多分。
指 導 課 長	肯定的な回答といたしますか、それが高かったということでございます。
中川委員長	よろしいですか。 できたら、どういう質問で、どの程度高かったのか、肯定感だったのか、教えていただけたほうがよかったかなというふうに思いました。
指 導 課 長	今後それらの資料を提示させていただきたいと思っております。
中川委員長	お願いします。 ほかはよろしいですか。 (な し)

◎日程第４ その他

子ども総務課

(１) 教育委員会行事予定表

(２) 広報千代田（10月５日号）掲載事項

中川委員長	では、日程第４、その他に入ります。
子ども総務課長	子ども総務課長より報告をお願いいたします。 それでは、教育委員会行事予定表でございます。 ９月26日以降10月30日までの行事予定につきまして、こちらのほうに一覧で記載させていただいたものでございます。 続きまして、広報千代田（10月５日号）の掲載予定一覧でございます。 10月29日、ポニー乗馬会が予定されておりますので、青少年委員会主催ということで、こちらのほう、10月５日号で掲載の予定でございます。 その他、文化振興課、生涯学習・スポーツ課等各種事業について掲載予定でございます。 ご説明は以上でございます。
中川委員長	大房岬の行事は明日からですか。児童は楽しみにしているでしょう。 これにつきまして何かよろしいですか。 (な し)
中川委員長	それでは、子ども総務課長の報告が終わりました。 教育委員から何かありましたら。よろしいですか。 (な し)
中川委員長	では、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたしま

す。ありがとうございました。